１.「社内規程」を設ける場合

※記載例ですので、手当等の支給対象者の範囲、支給時期、金額など、

自由に規定していただいて構いません。

奨学金返還支援制度規程

株式会社○○○○

（目的）

第１条 この規程は、奨学金返還支援制度について定めたものである。

（奨学金返還支援制度）

第２条　奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を返還している従業員に対して、会社が返還額の全部又は一部を補助するために、奨学金返還支援手当（以下「手当」という。）として支給する制度又は会社が返還額の全部又は一部を奨学金の債権者に直接返還（以下「代理返還」という。）することにより支援する制度のことをいう。

（支援制度の対象者）

第３条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

（１）会社の業務に従事する従業員であること

（２）大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び高等学校の卒業者等（中途退学者を含む。）で、奨学金を返還している又は今後返還開始が見込まれる者であること

（３）第４条の書類を提出した者であること

（書類の提出）

第４条 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金の借入総額、借入残高及び返還計画がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

２ 支援対象者は、奨学金を返還していることを証明する書類を、毎年、会社が指定する日までに提出しなければならない。

３ 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

＜代理返還型の制度のみ導入する場合＞

第４条 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金の借入総額、借入残高及び  
返還計画がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

２ 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければ

ならない。

（奨学金）

第５条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

（１）日本学生支援機構の奨学金

（２）地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金

（３）厚生労働省が所管する職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資

（４）その他会社が認めるもの

（奨学金返還支援の支給・代理返還）

第６条　奨学金返還額の全部又は一部を、会社は「奨学金返還支援手当」として支給又は代理返還する。

２ 支給又は代理返還の額は、月額○○、○○○円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。

３ 手当の場合は、毎月の通常の給与と併せて支払うものとする。

【支給の時期は任意であり，次のような時期が考えられます。】

≪賞与に併せて支給する場合≫

第６条 奨学金返還額の全部又は一部を、「奨学金返還支援手当」として，次のとおり支給又は代理返還する。

支給時期 〇月，〇月 支給額 〇〇，〇〇〇円 ただし，支給月前〇か月間の本人の奨学金返還額を超えての支給は行わない。

≪１年に１回支給する場合≫

第６条 奨学金返還額の一部補助を、「奨学金返還支援手当」として〇月に支給することとし，支給額は 〇〇，〇〇〇円とする。ただし，支給月前１２か月間の本人の奨学金返還額を超えての支給は行わない。

＜手当型の制度のみ導入する場合＞

第６条　奨学金返還額の全部又は一部を、会社は手当として支給する。

２ 支援の額は、月額○○、○○○円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。

３ 手当は、毎月支払うものとする。

＜代理返還型の制度のみ導入する場合＞

第６条　奨学金返還額の全部又は一部を、会社は代理返還する。

２ 代理返還額は、月額○○、○○○円とする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。

（支援期間等）

第７条 支援は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する月から開始し、入社○年が経過する日の前日の属する賃金計算期間に対応する月まで支援する。

２ 前項にかかわらず、支援期間の途中で奨学金返還が終了した場合は、最終返還日の属する賃金計算期間に対応する月まで支援する。

（規程の改廃）

第８条 本規程を改廃する場合の手続は、就業規則の変更手続に拠るものとする。

附　則

（施行期日）

　この規程は、　　　　年　　月　　日　から施行する。

※ 企業の支援制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定いただいて構いま

せんが、県の企業への補助金の支給には、一定の要件があります。

* 次の２のとおり、「就業規則」に規定を設けた上で、詳細について「社内規程」で定めることも可能です。

２.「就業規則」「賃金規程」において定める場合

（奨学金返還支援手当・代理返還）

第〇〇条 奨学金返還支援手当は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校・高等学校卒業者であって、奨学金返還中の者又は今後返還開始が見込まれる者に対し、支給する又は代理返還を行う。

月額 〇〇，〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等、詳細については別に定める。

※ 企業の支援制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定いただいて構いま

せんが、県の企業への補助金の支給には、一定の要件があります。

※ 労働基準法第８９条の規定により、常時１０人以上の労働者を使用している事業場では「就業

規則」を作成し、同法第９０条の規定により、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。就

業規則を変更した場合も同様に届け出る必要があります。